

さらに、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく条例による国準則の緑地面積率等の緩和など、行政の積極的な対応により地域産業の振興を促進する。

#### ④ 流通業務地

既成市街地の交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、中国自動車道や山陽自動車道のインターチェンジ周辺等の基盤整備が行われた区域において流通業務機能の集積を図る。

### (1) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

#### ① 既成市街地を中心とした都市機能の誘導

既に都市機能が充実している区域や市街地の整備・改善により土地利用の更新が図られる区域又は交通結節機能を有する区域等の既成市街地を中心として、立地適正化計画に基づく誘導施設の設定や届出制度の活用等により、都市機能を誘導する。また、災害の発生リスクが高い区域等においては、災害危険区域等の指定による住宅等の建築抑制や構造規制を検討する。

#### ② 都市と緑・農とが共生したゆとりある土地利用の促進

東播都市計画区域で多く見られる住宅地周辺のまとまりのある農地など将来にわたり保全することが適当な市街化区域内の農地については、消費地に近い食料生産地、都市住民等の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場、災害時の一時避難地、局地的な集中豪雨時の遊水機能、レクリエーションの場等としての多様な役割を果たしていることから、都市における緑のオープンスペースとして積極的に評価し、保全・活用する。

市街化区域内農地においては、「兵庫県都市農業振興基本計画」（平成 28 年策定）の基本方向である「産業としての持続的な発展」、「営農の継続による多様な機能の発揮と農地の活用」、「農のある暮らしづくり」を実現するため、都市農業の振興を図るとともに、生産緑地、地区計画農地保全条例、市民農園等の制度の活用等により、都市と緑・農の共生によるゆとりある土地利用を促進する。

#### ③ オールドニュータウン等の住宅地の再生

昭和 40 年代から 50 年代の急激な都市の拡大に伴って開発された郊外の大規模住宅団地等においては、住民の高齢化や住宅・施設の老朽化が急速かつ一斉に進展するとともに、用途純化の考えに基づいた土地利用によって多様なニーズに対応できない状況も見られる。このような人口構成のひずみと住宅需要の低下による空き家の増加等に伴う住環境の悪化を防止し、コミュニティの再構築や地域活力の維持・向上を図るため、明舞団地（神戸市・明石市）等における取組をモデルに策定した「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」（平成 28 年策定）の普及啓発により、他のニュータウンにおいても施設やまちのバリアフリー化、住み替え、コミュニティ活動やサテライトオフィス等の働く場の確保、大学生等が住民と共に地域づくりを行う「域学連携」などの地域住民や事業者等によるエリアマネジメントを促進し、多世代が支え合い持続するまちへ再生する。

また、高齢者や子育て世帯のニーズに対応した住宅を供給するとともに、用途

地域等を柔軟かつ適切に変更し、徒歩圏内に医療・福祉、子育て支援、日用品販売等の施設の立地を誘導する。

#### ④ 大規模集客施設の適正な立地誘導

大規模集客施設については、地域連携型都市構造の形成や周辺道路の交通量の変化等の都市機能への影響に配慮しつつ、市町の中心市街地活性化の取組や特別用途地区の指定と連携して、広域土地利用プログラムを運用し、隣接地域を含めた広域的な観点から適正な立地を誘導する。

特に、地域都市機能集積地区等については、大規模な集客施設の立地を誘導・許容する商業ゾーンとし、その他の郊外部の幹線道路沿道等においては、特別用途地区等の活用により大規模集客施設の立地を抑制する。ただし、市町のまちづくりと一体となった大規模集客施設の立地については、地区計画の活用などにより、弾力的に土地利用を誘導する。

#### ⑤ 大規模工場の移転や大規模集客施設の撤退等に伴う土地利用転換への対応

大規模な工場が移転等する場合には、工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱に基づく手続により、企業に地元市町の意見を反映した適切な跡地利用を促し、都市機能との調和や地域産業の持続的な振興を図る。

また、大規模集客施設が撤退する場合には、大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）に基づく手続により、撤退後の周辺地域における都市機能の調和を図る。

その際、跡地における土地利用の転換が見込まれ、その土地利用計画が具体化した場合には、用途地域の変更や再開発等促進区を定める地区計画の活用などにより、望ましい市街地環境へ誘導する。

### (イ) 市街化調整区域の土地利用の方針

#### ① 優良な農地との健全な調和

農業を振興する地域では、周辺環境との調和に配慮した土地利用を図る。

特に、「山田錦」や「ヘアリーベッチ米」等の地域の特性を生かした農産物の生産振興を図るため、優良な農地を保全するとともに、今後発展が見込まれる農産物加工、共同販売、観光農業、体験農業等のための施設については、地域環境との調和に配慮しつつ立地を誘導する。

#### ② 地域の活力の維持に資するまちづくりの促進

厳しい土地利用規制の下で人口減少・少子高齢化の進行などにより、活力が低下している地域も見られることから、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の本来の性格を維持しつつ、住民生活の安定や地域創生に資する地域の活力の維持等、地域の実情に応じたまちづくりを実現する手法の一つとして、地区計画や特別指定区域制度の活用、開発許可制度の弾力的運用等を図る。

具体的には、都市基盤の整備された旧町村の中心地等で住宅や店舗等の立地により集落の活力維持を図る必要がある地域、産業拠点や交流拠点の形成により活性化を図る必要がある地域、隣接する市街化区域の工場等を拡張する必要がある地域などにおいて、地区計画制度等の活用により、地域主導によるまちづくりを

促進する。

特に、インターチェンジ周辺及び幹線道路沿道の地域における産業用地需要などへの対応については、上位関連計画との整合を勘案し、開発整備の必要性について慎重に判断の上、農林漁業との適切な調整を図り、地区計画等を用いて計画的な開発を誘導する。

また、兵庫県地域創生戦略を踏まえ、市街化区域縁辺部の既存工場等の現地での事業継続のための敷地拡大や UJI ターン者の居住を認めるなど、開発許可制度の弾力的運用を図る。

大規模開発や公共公益施設の立地については、市街化区域内において設置できない施設や市街化調整区域内での位置及び規模の妥当性について相当の理由があり、かつ、都市計画区域の計画的な市街化を図る上で支障がないと認められる場合を除き、原則として抑制する。

自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、浸水想定区域等のうち災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリアについては、総合的な安全対策が講じられる場合を除き、原則として、開発を抑制する。

## イ 非線引き都市計画区域等の土地利用

### (7) 地域の特性に応じた土地利用コントロール

中都市計画区域、東条都市計画区域、吉川都市計画区域及び都市計画区域外では、農地や水源と森林が織り成す美しい田園風景を保全し、自然環境と調和した地域づくりを推進するため、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑条例」という。）により定められた「北播磨北部地域環境形成基本方針」及び「北播磨南部地域環境形成基本方針」の考え方を基本とし、緑条例による開発の誘導に加え、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の規制誘導手法を活用した土地利用コントロールを行う。

特に、ひょうご東条、吉川の各インターチェンジ周辺や国道372号の沿道等の開発圧力が比較的強い地域においては、無秩序な市街地の拡大の抑制、生活環境の悪化の防止を図るため、用途地域、特定用途制限地域の指定や緑条例の計画整備地区制度の活用により、土地利用をコントロールする。

また、都市計画区域外となっている三木市の細川地区、口吉川地区、小野市の下東条地区については、地区の将来像を踏まえた上で、地域の意向も確認しつつ、都市計画区域の拡大を検討する。

### (4) 計画的な整備・改善による市街地の質の向上

多可町中心部等の緑条例に基づく「まちの区域」等においては、都市機能の充実と良好な市街地環境の形成を図るため、用途地域や地区計画等の活用を検討する。

また、基幹道路ネットワークの利便性を生かし、既存産業団地における産業立地を促進する。

### (3) 都市施設に関する方針

地域連携型都市構造の実現に向け「東播磨地域社会基盤整備プログラム（2019～2028年度）」（平成31年策定）及び「北播磨地域社会基盤整備プログラム（2019～2028年度）」（平成31年策定）に基づき都市基盤施設の整備を計画的・効率的に推進し、「ストック効果の最大化」を図るとともに、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づき計画的な都市基盤施設の長寿命化に向けた修繕・更新を推進するなど、戦略的な維持管理・更新を進める。

また、長期未着手となっている都市計画公園等については、現況の整備状況や土地利用状況等を勘案し、廃止を含めた適切な見直しを行う。

学校、公民館、病院等の施設については、人口減少や年齢構成の変化に対応するため、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた上で、需要が高いと見込まれる地区での立地を基本とする。また、その結果余剰となった公有地については、民間事業者等による活用を促進する。

#### ア 交通施設

都市機能の相互補完を行う地域内外の連携強化と地域内の生活利便性を確保するため、周辺の自然条件や社会的条件を踏まえつつ、広域連携軸や地域内連携軸に位置付けた道路の整備や公共交通の充実を図る。

特に、臨海部と内陸部を結ぶ南北方向の連携を強化し、災害時の安全性を向上させるため、東播磨道の早期完成に向けた整備を推進するとともに、東播丹波連絡道路の整備を促進する。また、神戸地域と西播磨地域を臨海部で結び、地域の活性化や観光の促進を図るため、神戸西バイパスの整備や播磨臨海地域道路の早期事業化に向けた取組を促進することにより、基幹道路ネットワークの一層の拡充を図る。

国道2号の拡幅整備やJR東加古川駅周辺の連続立体交差事業の事業化を推進するとともに、山陽電鉄高砂駅周辺の連続立体交差事業の検討を進める。

加東市社地区におけるバスタークナーラーの整備を促進するとともに、山陽電鉄高砂駅、JR曾根駅南口の駅前広場の整備やアクセス強化に向けた検討を進めるなど、交通結節点における利便性の向上を図る。

主要な鉄道駅舎のバリアフリー化、鉄道と路線バス等との接続改善やパークアンドバスライドの促進、超高齢社会に対応した歩行環境の改善、駐輪場や自転車レンタル等の整備による自転車の通行環境の改善等を図るとともに、公共交通の更なる利便性の向上に向け、神戸電鉄粟生線やJR加古川線等における駅周辺への都市機能の配置やモビリティマネジメントなど、まちづくりと一体となった取組により利用促進を図る。

内陸部では、近隣の都市機能集積地区へアクセスする路線バスを維持しつつ、コミュニティバスやデマンド型交通への支援や市町村運営有償運送の運行など、地域の状況に応じた移動手段の確保を図る。あわせて、地域交通の利便性を確保するため、自動運転車の導入等を検討する。

重要港湾である東播磨港については、国際コンテナ戦略港湾である阪神港への集貨を担う内航フィーダー網の充実強化等により物流・産業拠点としての機能強化を図る。

## イ 公園・緑地

生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、中国山地や播磨中部丘陵等の緑、加古川、播磨灘、いなみ野台地のため池等の豊かな自然環境や水辺空間の保全を図るとともに、市街地においては、ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収、防災機能の向上、都市景観の形成、コミュニティづくりやにぎわいの創出等に加え、これまでにないテレワークの場などの多様な機能を勘案し、公園の整備や緑地の保全を図り、周辺の自然環境を含めたグリーンインフラを形成する。

特に、阪神・淡路大震災を教訓に県全体の広域防災拠点として整備した県立三木総合防災公園をはじめ、県立明石公園、**県立播磨中央公園**、県立三木山森林公園、県立フラワーセンター等については、適正に維持管理及び利用促進を図るとともに、地域内外の交流を促進するため、スポーツ・レクリエーション機能の充実を検討する。

また、史跡や文化財と一体となった身近な緑を保全するとともに、住民団体等が実施する植樹や芝生化等の緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」を活用し、まちなみの緑の保全・創出を図り、特に緑の少ない都心部における緑化を促進する。

## ウ 河川・下水道

「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に基づき、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水に配慮した河川整備を推進するとともに、市町等による「かわまちづくり支援制度」の活用など、河川とまちをつなぐにぎわいのある水辺空間の形成を図る。また、洪水等による浸水被害に対して、住民の安全・安心を確保するため、河川整備を計画的に推進するとともに、杉原川等において、人と自然が共生する河川環境の保全と創出を図る。

さらに、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、生活排水処理計画に基づく流域下水道、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。）、集落排水処理施設、コミュニティプラント等の更新・整備及び適正な維持管理を図るとともに、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進する。あわせて、豊かな海の実現に向けた栄養塩類の循環バランスに配慮した運転管理の取組や都市部における雨水対策を推進する。

## エ その他の都市施設

廃棄物処理施設は、住民の生活や事業活動に不可欠な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を図るとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用の促進など持続可能な循環型社会の構築に取り組む。

### (4) 市街地整備に関する方針

安全で安心な魅力ある地域連携型都市構造の実現に向けて、都市計画法等の特例制度や各種支援制度を活用して民間投資を適切に誘導し、地域の課題に応じた市街地整備・改善を推進する。なお、市街地開発事業の都市計画決定後、長期にわたって事業に着手していない施行区域については、その区域の廃止を含めた見直しを検討する。

既成市街地内においては、公共団体が有する既存ストックの有効活用や空き家の活

用・リノベーションの促進、低未利用地の利活用を図るとともに、地区の位置付けに応じた都市機能の維持・充実及び良好な住環境の形成等を図る。特に、JR 加古川駅周辺においては再開発を促進し、JR・山陽電鉄明石駅周辺と共に、東播磨地域の中心的な地区として、行政、商業・業務、医療、芸術・文化等の複合的な都市機能の強化を図る。また、明舞団地においては、エリアマネジメントの取組等の団地再生を推進する。

JR 大久保駅周辺等の利便性の高い市街地内に残る低未利用地のうち都市基盤施設が未整備の地区については、土地区画整理事業等の面的整備事業により土地利用の増進を図る。また、面的整備事業の実施と併せて地区計画等を活用することにより、目標とする市街地像へ適切に誘導する。

また、加古川市神野台地区、小野市市場町南山地区において、それぞれ健康拠点構想、小野長寿の郷構想に基づき、医療・健康・福祉が一体となった新たな拠点の形成や明石市役所周辺における明石港東外港地区再開発等の計画的な市街地の形成を推進する。

明石駅周辺地区、加古川駅前及び東加古川駅前地区、三木上の丸本町地区、小野市中心市街地地区、加西北条ユニバーサル推進地区、加東市社市街地地区、播磨町駅周辺地区、多可町中心市街地地区等のユニバーサル社会づくり推進地区においては、高齢者や女性、障害のある人等の社会活動への参画等を支援するため、道路や施設等の重点的な整備を促進する。

なお、東播都市計画区域においては、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に基づく「都市再開発の方針」、大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）に基づく「防災街区整備方針」を定め、これらの方針に基づき適切な市街地整備を進めるとともに、密集市街地においては、「兵庫県密集市街地整備マニュアル」（平成 28 年策定）を活用し、これまでの事業手法に加え、建築基準法の特例制度等を活用した住民の自主的な建替え等を促進する。

## （5）防災に関する方針

「兵庫県地域防災計画」に基づき、災害時における都市機能の強靭化を図るため、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化等や津波対策の強化、水害・土砂災害等に強い地域づくりを促進する。

特に、南海トラフ地震や山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

また、人的被害を最小限に抑えるため、緊急気象情報や避難情報等に係る住民に対する防災情報提供システムの充実等を図る。

### ア 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の救援・救護、復旧活動等を円滑に行うため、各地域の広域防災拠点を支援する全県拠点である県立三木総合防災公園と広域防災拠点である国営明石海浜公園、加古川市立日岡山公園、県立播磨中央公園を核として、地域防災拠点等との

連携を図る。さらに、災害応急活動に必要な物資の搬送等のための緊急輸送道路等の整備、橋梁の耐震化、無電柱化等を進めるとともに、緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路を設定するなど緊急輸送体制の確保を図る。

また、道路、公園、緑地その他のオープンスペースを計画的に配置・整備し、これらのネットワーク化を図ることで防災機能を高める。

#### イ 都市の耐震化・不燃化等

地域の特性を勘案しつつ、建築物の耐震化・不燃化及び延焼防止に資する緑地の整備等を推進する。特に、防災上重要な公共建築物、密集市街地や緊急輸送道路沿道の建築物、津波避難ビル、老人ホームなど災害時要援護者利用施設等の耐震化・不燃化を一層推進する。また、上下水道等のライフラインの耐震化を推進する。

県や市町のハザードマップ等により浸水のおそれがある区域においては、被害の軽減を図るため、建築物の高床化、敷地のかさ上げ、電気設備等の高所への設置など建築物の耐水化を促進する。

#### ウ 発生頻度を踏まえた津波・高潮対策

「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」（平成 27 年策定）に基づき、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の発生に伴う津波に備えるため、「津波防災インフラ整備計画」による計画的かつ重点的な護岸補強等のハード対策に加え、津波避難対策等のソフト対策を推進する。

あわせて、平成 30 年台風第 21 号の教訓を踏まえ策定した「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」に基づき、優先度の高い箇所から高潮対策を推進する。

防潮堤を有する企業に対しては、津波や高潮による浸水想定区域や県が実施する防潮堤の耐震点検結果等に係る情報を提供するとともに、防潮堤の調査・点検や必要な対策を促進する。

#### エ 水害・土砂災害等に強い地域づくり

##### (ア) 総合的な治水対策

平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風など、異常豪雨が頻発化していることを踏まえ、「河川対策アクションプログラム（令和 2～10 年度）」に基づき、事前防災対策を重点的に推進する。

また、総合治水条例に基づき、加古川等の流域において、河川下水道対策に加え、ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、ハザードマップや洪水浸水想定区域図等の公表、雨量や水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を推進するとともに、河川整備の状況、災害発生のおそれの有無、水源のかん養の必要性等を考慮した土地利用を図るなど、総合的な治水対策を推進する。

##### (イ) 土砂災害等の防止

山麓部における崖崩れ、地すべり、土砂流出等による被害を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定等により、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制等を行うとともに、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等を市街化調整区域や立地適正化計画における居住誘導区域外と

し、市街化を抑制する。

また、「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進するとともに、緊急防災林の整備（災害緩衝林の造成や間伐木を利用した土留工の設置等）などにより「災害に強い森づくり」を推進する。

#### (6) 景観形成に関する方針

魅力ある景観を守り、創り、育み、未来に伝えるため、「ふるさと兵庫景観づくり基本方針」（平成26年改定）に基づき、住民や事業者と行政がそれぞれの役割のもとで連携した景観形成の取組を進める。

播磨中部丘陵及びこれに連続する段丘崖等の緑地、加古川や播磨灘等を中心とした豊かな水と緑の自然環境の保全を図るとともに、景観法（平成16年法律第110号）や景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号、以下「景観条例」という。）等の活用により、いなみ野台地のため池群（稻美町他）<sup>いさりがみ</sup>や岩座神地区の棚田（多可町）等の文化的な景観、湯の山街道（三木市）の宿場町、北条の宿場町・寺町や高砂の港町等の歴史的まちなみの形成・保全を図る。

その他の地域においても、景観法や景観条例による建築物の形態や意匠の制限、屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による広告物の整序、緑条例による緑地の保全・創出等により東播磨地域にふさわしい景観を誘導する。その際、主要な駅やインターチェンジ周辺等においては、地域の玄関口としての景観形成に配慮する。

あわせて、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建築物等を景観形成重要建造物等として指定し、景観資源として保全・活用を図る。

さらに、公共施設等への県産木材の活用、道路等からの眺望に配慮した緑化や無電柱化の推進等により、周辺環境と調和した東播磨地域らしい景観を創出する。

#### (7) 地域の活性化に関する方針

明石城や日本遺産として認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の構成文化財である工楽松右衛門旧宅（高砂市）など、近世近代の豊かな歴史を背景とした様々な地域資源を生かしたまちづくりを促進する。

さらに、「いなみ野ため池ミュージアム」「高砂みなとまちづくり」「加古川魅力あるまちづくり」「北はりま田園空間博物館」等の参画と協働の取組を促進するとともに、播磨臨海工業地帯、内陸の工業団地、播州織等の地場産業や産業遺産など、伝統と匠の技が生きるものづくり産業の集積を生かした広域・周遊型の産業ツーリズムや都市近郊に多彩な自然環境を有する地域特性を生かしたサイクルツーリズムを促進する。

今後増加が懸念される都市部の空き地や空き家については、民間事業者等が主体となった利活用やリノベーション等により、積極的に市場への流通を促し、まちのにぎわいの創出や地域の人口増加につなげる。

立地適正化計画における居住誘導区域外などの地域では、良好な自然環境に囲まれた豊かな生活の実現など、地域の特性を生かしたまちづくりを支援する。

北部の自然環境豊かな地域等においては、レクリエーション施設や滞在型市民農園等の整備、古民家再生等による二地域居住や移住定住、テレワークやワーケーション

等の新たな働き方に対応したオフィスの提供や企業誘致を促進するとともに、地域のまちづくりの取組を支援する「地域再生大作戦」により住民が主体となった地域の活性化を促進する。

## 4 主要な都市施設の整備目標等

### (1) 主要な都市施設の整備目標

目標年次までの期間に事業中又は計画の具体化を予定している主要な都市施設等は次のとおりである。

#### ア 交通・港湾施設

- 自動車専用道路等

路線名	事業場所	概要
播磨臨海地域道路	神戸市～太子町	新設(計画の具体化) L=約 50km
(国) 2号〔神戸西バイパス〕	神戸市西区伊川谷町～明石市大久保町	新設 L=約 6.9km
(主) 加古川小野線 〔東播磨道(北工区)〕	加古川市八幡町～小野市池尻町	新設 L=約 6.9km
東播丹波連絡道路	西脇市～丹波市	新設(計画の具体化) L=約 17km

- 主要幹線街路

路線名	事業場所	概要
(国) 2号〔和坂拡幅〕	明石市立石町1丁目～和坂	現道拡幅 L=約 1.3km
(都) 朝霧二見線〔谷八木〕	明石市大久保町谷八木	現道拡幅 L=約 0.4km
(都) 朝霧二見線〔谷八木小前〕	明石市大久保町谷八木	現道拡幅 L=約 0.2km
(都) 朝霧二見線〔江井島〕	明石市大久保町江井島～大久保町西島	現道拡幅 L=約 0.8km
(都) 朝霧二見線〔藤江〕	明石市藤江	現道拡幅 L=約 0.4km
(都) 朝霧二見線〔中尾〕	明石市魚住町中尾～魚住町西岡	現道拡幅 L=約 1.0km
(都) 尾上小野線〔安田〕	加古川市尾上町安田～野口町良野	現道拡幅 L=約 0.7km
(国) 2号〔平野〕	加古川市野口町坂元～平野	現道拡幅 L=約 1.0km
(都) 国道2号線〔本町〕	加古川市加古川町寺家町～本町	現道拡幅 L=約 0.7km
(主) 神戸加古川姫路線〔山角〕	加古川市平荘町山角	バイパス L=約 1.1km
(都) 国道2号線〔加古川橋〕	加古川市加古川町本町～米田町船頭	橋梁架替 L=約 0.7km
(主) 宗佐土山線 〔天満大池バイパス〕	稻美町六分一～国安	バイパス L=約 1.0km
(都) 本荘加古線〔高畑〕	加古川市平岡町高畑	現道拡幅 L=約 0.6km
(主) 高砂北条線〔投松〕	加古川市西神吉町宮前～志方町投松	現道拡幅 L=約 0.8km

(主)宗佐土山線 〔国岡バイパス〕	稻美町国岡	バイパス L=約 0.5km
(都)国道2号線〔寺家町〕	加古川市加古川町平野～ 寺家町	現道拡幅 L=約 0.9km
(主)三木宍粟線 〔高木末広バイパス〕	三木市別所町高木～末広	バイパス L=約 1.0km
(主)神戸加東線 〔桃坂バイパス〕	三木市口吉川町桃坂～加東 市大畑	バイパス L=約 1.2km
(主)小野藍本線 〔松沢バイパス〕	小野市池田町～加東市松沢	バイパス L=約 1.1km
(主)小野藍本線 〔天神バイパス〕	加東市天神～長貞	バイパス L=約 1.0km
(主)三木三田線 〔志染バイパス〕	三木市志染町窟屋～三津田	バイパス L=約 1.6km
(主)神戸加東線〔山国〕	加東市山国	現道拡幅 L=約 1.1km
(国)372号 〔加西バイパス第1工区〕	加西市東笠原町～三口町	バイパス L=約 1.7km
(国)175号〔西脇北バイパス〕	西脇市下戸田～ 黒田庄町大伏	バイパス L=約 5.2Km
(国)427号〔西脇道路(上野)〕	西脇市下戸田～上野	現道拡幅 L=約 0.3km
(都)西脇上戸田線 〔西脇道路(東本町工区)〕	西脇市上野～西脇	現道拡幅 L=約 0.5km
(国)427号〔豊部バイパス〕	多可町加美区豊部	バイパス L=約 1.1km

・鉄道との立体交差

路線名	事業場所	概要
JR山陽本線 〔東加古川駅付近〕	加古川市平岡町～野口町	連続立体交差 L=約 3.7km
山陽電鉄本線〔高砂市内〕	高砂市高砂町～伊保	連続立体交差 L=約 2.7km

イ 河川

名称	箇所	概要
(二)明石川	明石市	高潮対策 L=約 1.7km
(二)瀬戸川	明石市魚住町	河川改修 L=約 1.3km
(一)別府川〔上流工区〕	加古川市	河川改修 L=約 4.7km
(一)水田川	加古川市、播磨町	河川改修 L=約 0.7km
(二)法華山谷川	高砂市、加古川市	河川改修 L=約 14.6km
(二)喜瀬川	加古川市	河川改修 L=約 0.9km

(一) 加古川	加東市滝野	河川改修 L=約 2.7 km
(一) 加古川	加東市大門	河川改修 L=約 0.8 km
(一) 加古川	高砂市高砂町～加古川市平莊町	河川改修 L=約 6.4 km
(一) 加古川〔西脇工区〕	西脇市	河川改修 L=約 3.1km
(一) 加古川〔黒田庄工区〕	西脇市黒田庄町	河川改修 L=約 8.5km
(一) 野間川	西脇市、多可町	河川改修 L=約 10.4km
(一) 杉原川	西脇市、多可町	河川改修 L=約 18.4km
(一) 野尾谷川	西脇市黒田庄町	河川改修 L=約 1.2km
(一) 美嚢川	三木市末広 他	河川改修 L=約 2.5km
(一) 東条川〔小野工区〕	小野市	河川改修 L=約 8.9km
(一) 東条川〔加東工区〕	加東市天神 他	河川改修 L=約 2.6km
(一) 油谷川・高倉川	加東市河高	河川改修 L=約 0.2km
(一) 万勝寺川〔大島町工区〕	小野市大島町	河川改修 L=約 4.4km
(一) 万勝寺川〔長尾町工区〕	小野市長尾町	河川改修 L=約 2.3km
(一) 千歳川	加西市畠町	河川改修 L=約 2.2km
(一) 思出川	多可町中区間子	河川改修 L=約 2.0km

## (2) 市街地整備の目標

目標年次までの期間に事業中又は計画の具体化を予定している主な市街地開発事業等は次のとおりである。

市町名	地区名	面積	整備手法
小野市	市場町南山地区	約 20.0ha	公的開発等
小野市	ひょうご小野産業団地	約 40.9ha	公的開発等
加西市	加西インター周辺地区	約 48.0ha	公的開発等

## (3) 市街化調整区域における計画的な市街化の目標

計画的な市街化の見通しがある区域（特定保留区域）として、明石市江井島地区において住宅地、加西市加西インター地区において工業団地、同市東高室A地区において工業用地、同市東高室B地区において商業用地、加東市下滝野地区において学校用

地を設定する。

また、加東市社地区において計画されているバスターミナル及びその周辺における  
計画的な市街化を促進する。

参考図

